

第 202400006245 号
防起第 13 号-1
発境防第 1013 号
令和 6 年 4 月 5 日

原子力規制委員長 山中 伸介 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

令和 6 年能登半島地震を受けた島根原子力発電所 2 号機の安全性
について（照会）

島根原子力発電所 2 号機は令和 3 年 9 月 15 日に原子炉設置変更許可、令和 5 年 8 月 30 日に設計及び工事の計画が認可されました。

令和 6 年能登半島地震では、志賀原子力発電所で安全機能に影響を及ぼす可能性のある事象並びに避難に影響を及ぼすおそれのある放射線防護対策施設等の被災が確認されました。

同地震を受け、貴委員会は同地震に関する知見の収集を進め、規制への取り入れの必要性の検討及び原子力災害時の効果的な屋内退避を議論する検討チームの設置を決めました。

については、同地震を受けての下記事項に対する貴委員会の見解を求めます。

記

- 1 令和 6 年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が 150 キロ程度にわたって動いたとみられ、志賀原子力発電所 2 号機において使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所 2 号機において同様の事象が起きる可能性及び安全機能への影響並びに宍道断層と鳥取沖断層との連動性も含めて新規制基準の審査結果は引き続き妥当であるのか。改善が必要であるなら、どのような対策が求められるのか。

- 2 志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があったが、事業者に対してどのような改善策を求めているのか。改善が必要であれば、島根原子力発電所についてはどうするのか。
- 3 屋内退避の運用についての検討は、当県、米子市及び境港市の地域防災計画・避難計画について修正を必要とする影響はあるのか。